

## Postgraduate course

University of Reading Nutrition and Food Science	
Core	Options:
Nutrition in Health and Disease	Advanced Food Chemistry,
Metabolism	Microbial Quality Assurance
Chemistry of Food Components	Food Choice and Regulation
Public Health Science	Research Project
Genes, Nutrition and Lifestyle	
Research Methodology in Nutrition	
Introduction to Food Microbiology	
Sensory Attributes of Food	
Statistics and Epidemiology	

## 修士課程

## レディング大学

Nutrition and Food Science	
必修科目	選択科目
栄養学基本	高等食品化学
健康と病気で の栄養学 代謝	微生物的品質保証
食品成分化学	食品選択と規制
公衆衛生科学	研究プロジェクト
遺伝、栄養と生 活様式	
栄養学方法論	
食品微生物学入 門	
食物の感覚特質	
統計と疫学	

厚生労働科学研究費補助金 (循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)  
保健・医療サービス等における栄養ケアの基盤的研究  
分担研究報告書

ヨーロッパ諸国における栄養専門職の育成及び生涯教育に関する研究

分担研究者 須永 美幸 聖徳大学 准教授  
研究協力者 榎 裕美 名古屋大学大学院医学系研究科

### 研究要旨

本研究は、欧州における高等教育統合のための一連の改革過程および栄養専門職における教育改革について、文献により調査を行った。欧州の高等教育改革は、2010年までに学位システムと単位制度を中心とした共通の枠組みを欧州域内に構築することを目標としている。この動きは、栄養専門職の教育においても例外ではなく、欧州連合栄養士協会 (EFAD) は、栄養専門職の教育と業務実践を一貫するために、栄養士という資格の最低基準として「欧州栄養専門職達成水準」を発表した。さらに、欧州の単位相互認定制度の運用を発展させることを主な目標とした新たなネットワークを設立し、抜本的な教育改革を計画的に推進している。以上より、欧州の栄養専門職の教育改革は、欧州の高等教育統合に伴い、計画的かつ速やかに進められており、わが国における栄養士法に基づく管理栄養士の教育体系を検討していく上で、今後もこれらの動向を注意深く調査していくことが必要である。

#### A. 研究目的

本研究は、高等教育の統合が進められている欧州において、教育統合のための一連の改革過程および栄養専門職における教育改革について、明らかにする。

#### B. 研究方法

欧州栄養士協会のホームページ及び文

献等を通じて公表されている既存資料を入手し、要約及び資料を作成した。

#### C. 結果

##### 1. 欧州における高等教育の改革

##### 1) ボローニャ・プロセス

欧州統合は金融・経済面にとどまらず、高等教育においても統合を図ることが急務とされ、欧州では、「欧州高等教育圏

(European Higher Education Area)」の構築に向けての取組みが積極的に推進されている。ボローニャ宣言は、「欧州高等教育圏」構築のための欧州各国の共同宣言であり、欧州域内の高等教育に学位システムと単位制度を中心とした共通の枠組みを構築し、人の移動性を高め、世界に欧州高等教育の価値を認識させることを狙いとしている。「ボローニャ・プロセス」とは、「ボローニャ宣言」に基づく、欧州における教育関係の一連の改革の動きを指す。「ボローニャ・プロセス」には、現在 46 か国が参加している。

## 2) 欧州単位相互認定制度 (European Credit and Accumulation Transfer System; ECTS)

欧州では、各国独自の高等教育制度を発展させており、学士課程・修士課程を全く用いていない国や学部・大学院の2サイクル制の課程を有している国においても、それぞれの国で学位取得に要する年数が一律でないという状況であった。従って、学習年数を重視する学位制度から、単位数とそれに関係する学習期間に基づく学位制度である欧州単位相互認定制度 (ECTS) が 2003 年に制定された。はじめに基本的な学位である学士課程と修士課程の2つが定義され (博士課程の定義は、現在審議中)、現在はすべての参加国がこの制度を採用している。具体的な単位の取得に関しては、学士：180-240 単位、修士：60-120 単位

と定義されており、1年間の標準学習時間の合計は、講義、セミナー、プロジェクトの時間を含め 1200 時間から 1800 時間としている。なお、単位は、ECTS・Grade A～E, FX, F で評価され、FX と F は不認定となり、達成した成果を重要視した評価となっている。

## 3) ディプロマ・サプリメント (Diploma Supplement)

2005 年から、すべての学位取得者に、学位と同時に「学位の水準」を記述した英語の書面が授与されている。これは、学位取得者の学習内容や学修レベル、学位取得前後の就学状況などを記すように 18 項目の標準的な記載内容が定められ、統一した様式も作成されている。これは、留学などを通じた欧州内の人の移動性を期待するものである。

## 4) ボローニャ・プロセスの進捗状況

図 1、2 に European University Association が 2007 年に報告した欧州単位相互認定制度とディプロマ・サプリメントの進捗状況を示した。欧州単位相互認定制度については、欧州大陸西側については浸透しており、ディプロマ・サプリメントについては、欧州大陸西側主要国の遅れが目立っている。しかしながら、欧州各国は「ボローニャ・プロセス」に移行するため、教育システムに大規模な改革を施し、既に半分以上の大学が、カリキュラムの見直しを行っている。今後は、欧州

共通の資格の枠組みを、政府および教育機関が話し合っていくことが必要である。

## 2. 欧州における栄養専門職の教育プログラムおよび業務実践の改革

### 1) 欧州連合栄養士協会 (European Federation of the Associations of Dietitians ; EFAD)

EFAD を設立する構想は、1969 年の第 5 回 ICDA 会議で誕生し、1978 年に、デンマーク・コペンハーゲンで EFAD として設立された。会員資格は欧州評議会加盟国の全栄養士会とし、現在の加盟国は、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク\*、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ\*、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー\*、ポーランド、ポルトガル\*、スロベニア、スペイン、スウェーデン\*、スイス、トルコ、イギリスの 23 か国 28 協会である。

\*: 1 か国で 2 協会加入している国

EFAD は設立目的として、①欧州評議会加盟国のすべての国民の栄養状態を改善すること、②栄養学を科学的専門領域として発展させること、③栄養専門職の向上を推進させること、④栄養専門職の資格基準を統一することの 4 つを掲げている。また、EFAD は活動の 1 つとして、加盟国の栄養専門職の教育および労働環境に関する多くの報告書を作成し、インターネット上で公開している

(1986,1987,1990,1991,1996,1999 and 2003)。

### 2) EFAD 加盟国の栄養士の教育および業務に関する報告 (2003) について

栄養士教育と栄養士の業務に関する 1999 年の報告書を最新の情報に更新するために「基礎教育プログラム」に関する 13 の質問、「生涯教育プログラム」に関する 5 つの質問、「労働環境」に関する 19 の質問からなるアンケートを作成し、19 か国 (オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド\*、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク\*、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス) の栄養士協会から回答を得て報告書を発表している。なお、栄養専門職は、業務内容によって、3 つの名称 (① administrative dietitian, ② clinical dietitian, ③ general dietitian) に分類して報告している (表 1)。

\*アイスランドとルクセンブルグには国が管理する栄養士教育プログラムがないため、教育に関する質問には回答を出していない

教育プログラムおよび生涯教育プログラムに関するアンケートの結果は、学士号を取得するプログラム (BSc) を持つ国と他のタイプ (non-BSc: 準学士など) のプログラムを持つ国の 2 つのグループに分類して、修学期間、学習時間、学外実習プログラムの割合および生涯教育

の有無と期間などをそれぞれに示している（表 2-1,2-2）。

この報告書は欧州内の栄養専門職に関する現在の教育水準を向上させるための支援の1つとして実施されたが、各国間における研究内容や教育期間に幅があるため、欧州全土の栄養専門職の教育に関する明確な基準は示されていない。本調査の結論として、他国間の比較は非常に複雑かつ多面的なテーマであるため、EFAD 加盟国間の栄養専門職の教育および業務を比較することは、現状として困難であると述べられている。

### 3) 欧州栄養専門職達成水準 (European Academic and Practitioner Standards for Dietetics)

「全欧州に渡る栄養専門職の教育と業務実践の一貫性」を実現するための優先事項として、欧州で働く栄養専門職の役割について明文化、学士号の単位互換の資格要件についての定義、栄養専門職を養成する教育者に対する基準の設定、「栄養士」という資格名称の保護、「欧州の栄養士」としての登録の検討などの項目が挙げられ、EFAD 加盟国で承認された。そして、2005年6月に発表されたものが「欧州栄養専門職達成水準」である。これは、全ての加盟各国によって、栄養士の資格取得のための要件や生涯教育を通じた能力を維持するために達成されるべき基準（EFAD の全ての加盟国における栄養士という資格の最低基準）として

採用されている。

「欧州栄養専門職達成水準」は、「introduction」に「欧州栄養専門職達成水準」開発の経緯、目的、活用法を示し、「1. 欧州における栄養専門職の範囲と性質」、「2. 栄養専門職の科目と専門領域」、「3. 教育プログラム、指導、学習、評価」、「4. 実習の達成水準」「5. 研究者および実務家としての最低水準と閾値」の項を示している。この基準は、カリキュラムの計画や開発および医療関係者に対して、その専門的な情報を提供するツールとして活用されることが期待されている。

### 4) DIETS Thematic Network

このネットワークは、EFADのパートナーとして、2006年10月にイギリスのプリマス大学で結成され、ウェブサイト、会報、会合および会議を通し、メンバー間の定期的な接触を促すことを目的としている。具体的には、欧州全体にわたる栄養学の実践・教育・研修の全領域について描出し、欧州単位相互認定制度の運用を発展させるために、実践教育における質的指標の開発、データベースを開発することを通しての教育者と学生間のコミュニケーションの改善、栄養士を養成するための教育課程の開発・促進、栄養士の研究機会や研究能力の支援などを目標としている。

一方、このネットワークは4つのワーキンググループ（①ネットワークマネージメントグループ、②教育実践グルー

プ、③ Dissemination グループ、④ ITC グループ) を持ち、その1つである教育実践グループは、栄養専門職の専門的役割や生涯教育のさらなる発展を促すために、欧州全体における教育内容や学生・教員に関する現状調査を進め、欧州単位互換制度を活かした実践学習を促進するために2009年までの教育改正の計画を立案している。

2006年から2007年には、現在の栄養士の実習や研修についての現状を把握するために、2005年に発表された「欧州栄養専門職達成水準」を基準としたアンケート調査を実施し、加盟国の各大学の教育課程についての実践能力や資格、欧州単位互換制度の数、学習活動、教育活動、評価方法などの情報を共有化し、加盟各国の栄養士の教育養成法において欠落している部分を見極めていく作業を進めている。さらに、2008 - 2009年には、欧州単位相互認定制度の中の特定の単位を活かした実践学習を促進するために、新しいコースがどこに必要となるかを同定することを目標としている。

#### D. 考察

欧州各国は、ボローニャ・プロセスに移行するために大規模な教育システムの改革を進めており、栄養専門職の教育に関しても例外ではない。最大の改革である欧州単位相互認定制度による単位取得は、日本の高等教育に比べ、1つの単位取得のためのハードルはかなり高いと思

われる。栄養専門職についても、この制度を徐々に取り入れていることから、欧州全体のレベルが向上することは言うまでもない。

欧州の栄養専門職の養成は、2003年の時点において、学士号プログラムで3年から5年、非学士号プログラムで2年から3年と多様であるものの、総合的には、EFADが行ったボローニャ宣言の年である1999年の調査結果に比べ、教育プログラムは、ほとんどの国で国家基準が示され、平均教育期間が長くなり、生涯教育についても、学士号、修士号、博士号につながるような大学における公的な生涯教育を受けられる国の数が増加している。これらの変化は、ボローニャ・プロセスによる教育改革の動きによるものであることは明確である。さらに、2005年に欧州栄養専門職達成水準である栄養専門職の最低基準が示され、それを基に各大学の教育課程のカリキュラムの見直し作業が進められており、教育の抜本的改革が実施されている。

以上より、現時点において、欧州の栄養専門職の教育および業務実践は、非常に多岐に渡っているが、ボローニャ宣言の趣旨である「国際競争力のある欧州高等教育圏」を2010年までに確立させることを目標として、EFADおよびその調整機関であるDIETS Thematic Networkは、計画的に栄養専門職の教育プログラムの開発・促進および研究の支援を推進している。従って、欧州の栄養専門職の

業務・教育の一貫化の実現は、近い将来にあり、栄養専門職のさらなる資質向上に繋がるであろうことが示唆された。

#### E. 結論

欧州では、今後も栄養専門職の教育改革が早急に進められていくことが予想され、わが国における栄養士法に基づく管理栄養士の教育体系を検討していく上で、欧州の動向を注意深く調査していくことが必要である。

#### 参考文献

- 1) David Crosier, Lewis Purser, Hanne smidt: Trends V: Universities shaping the European higher education area, 2007.
- 2) International Confederation of Dietetic Associations. Education and work of dietitians.  
[http://www.internationaldietetics.org/education\\_work\\_of\\_dietitians.asp](http://www.internationaldietetics.org/education_work_of_dietitians.asp)
- 3) International Confederation of Dietetic Associations. Working groups.  
<http://www.internationaldietetics.org/workgroups.asp>
- 4) European Federation of the Associations of Dietitians. About EFAD: organisation and structure.  
[http://www.efad.org/organisation\\_and\\_structure.htm](http://www.efad.org/organisation_and_structure.htm)
- 5) European Federation of the Associations of Dietitians. About EFAD: aims.

<http://www.efad.org/AimsOfEfad.htm>

- 6) Middleton C, Lawson M, Soerensen M, Hadell K.: Education programmes and work of dietitians in the member countries of EFAD. 2003.
- 7) DIETS Thematic Network.  
<http://www.thematicnetworkdietetics.eu/everyone/16326>
- 8) Janice Sorensen : International comparison of dietitian education and training, 2004

#### F. 健康危険情報

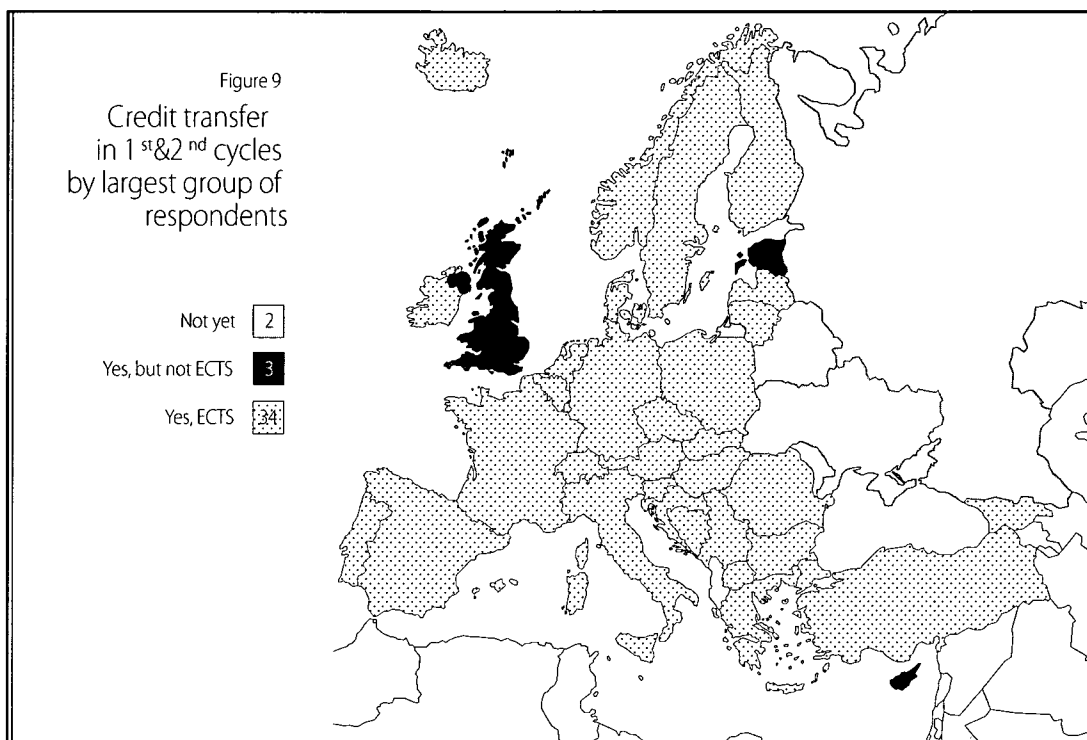
該当なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
該当なし
2. 学会発表  
1) 榎裕美：欧州における栄養専門職の養成・生涯教育及びこれらの教育制度、日本健康・栄養システム学会第7回分科会総会、2008.

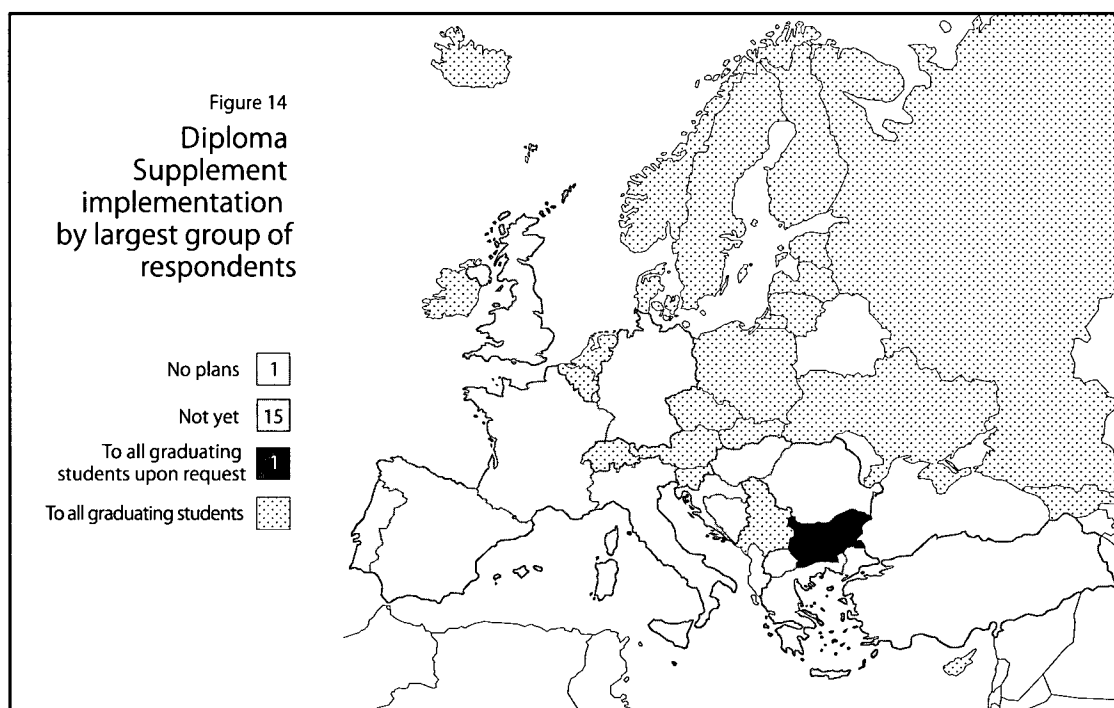
#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし



European University Association (2007) : Trends V: Universities Shaping the European Higher Education area. より引用

図1 欧州単位相互認定制度 (ECTS) の進歩状況



European University Association (2007) : Trends V: Universities Shaping the European Higher Education area. より引用

図2 ディプロマ・サプリメントの進歩状況



表1 栄養専門職の3分類

administrative dietitian	フードサービスマネジメントに特化した教育を受けた栄養士で、施設内や地域の健康または疾病を有する個人と集団の食事管理に責任を負っている
clinical dietitian	臨床栄養学と食品学に特化した教育を受けた栄養士で、施設内や地域の健康または疾病を有する個人と集団の、食事による疾病予防と食事療法に責任を負っている
general dietitian	臨床栄養学と食品学とフードサービスマネジメントに関する教育を受けた栄養士で、施設内や地域双方において、栄養に関する全体の責任を負っている

Education and Work of Dietitians within EFAD (2003) より引用、改変 翻訳：榎

表 2-1 EFAD 2003 年度調査報告抜粋

	教育プログラム	administrative dietitian 資格	clinical dietitian 資格	general dietitian 資格	教育プログラムの国家基準	国家基準の責任者の	栄養士協会が国家基準に影響力を持つ	免許の登録	国により免許が保護	入学許可基準	入学試験			
											自然科学	数学	国語	英語
オーストリア	BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	はい	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
ベルギー	BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	はい	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
デンマーク	BSc	あり	あり	なし	あり	厚労省が文科省	はい	あり (cliのみ)	あり (cliのみ)	あり	あり	あり	あり	なし
フィンランド	BSc	なし	あり	なし	あり	厚労省が文科省	いいえ	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
フランス	non-BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	いいえ	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし
ドイツ	non-BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	はい	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
ギリシア	BSc	なし	あり	あり	あり	厚労省が文科省	はい	なし	なし	あり	あり	あり	あり	なし
ハンガリー	BSc	あり	あり	あり	あり	厚労省が文科省	いいえ	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし
アイerland	BSc	なし	あり	なし	なし	その他	いいえ	なし	なし	あり	あり	あり	なし	なし
アイスランド	なし	—	—	—	—	—	—	あり	あり	—	—	—	—	—
イタリア	BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	はい	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
ルクセンブルグ	なし	—	—	—	—	—	—	あり	あり	—	—	—	—	—
オランダ	BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	はい	あり	あり	あり	なし	あり	なし	なし
ノルウェー	BSc	なし	あり	なし	あり	その他	はい	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
ノルウェー (non-BSc)	non-BSc	あり	なし	なし	なし	no answer	no answer	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
スペイン (BSc)	BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	いいえ	なし	なし	あり	あり	あり	なし	なし
スペイン (non-BSc)	non-BSc	なし	なし	あり	あり	厚労省が文科省	いいえ	なし	なし	あり	なし	あり	なし	なし
スウェーデン	BSc	あり	あり	なし	あり	厚労省が文科省	いいえ	なし	あり (cliのみ)	あり	あり	あり	あり	なし
スイス	non-BSc	なし	あり	なし	あり	厚労省が文科省	いいえ	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり
トルコ	BSc	なし	なし	あり	なし	その他	no answer	あり	なし	あり	あり	あり	なし	なし
イギリス	BSc	なし	あり	なし	あり	厚労省が文科省	はい	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし

Education and Work of Dietitians within EFAD (2003) より引用、改変 翻訳：櫻

表 2-2 EFAD 2003 年度調査報告抜粋

	教育 プログラム	教育期間 (小学校から 資格取得まで) (年)	修学期間 (年)	修学期間 (週)	修学期間 (時間)	学外実習プロ グラムの割合 % (/教育全体)	学外実習 プログラムの 時間 (概算)	研究論文 (必修)	研究論文 時間 数 (週)	学士・修士・ 博士につながる 生涯教育	生涯教育 (1か月以上の フルタイム課程、 パートタイム課程)
オーストリア	BSc	15	3	132	>6500	51	>3300	あり	<10 weeks	なし	あり
ベルギー	BSc	15	3	83	4500-5500	22	1000-1200	あり	no answer	あり	なし
デンマーク	BSc	15.5	3.5	140	5500-6500	12	700-800	あり	15-20 weeks	あり	あり
フィンランド	BSc	17	5	184	>6500	13	>800	あり	15-20 weeks	あり	なし
フランス	non-BSc	14	2	70	3500-4500	29	1000-1300	あり	15 weeks	なし	なし
ドイツ	non-BSc	13	3	146	5500-6500	27	1500-1800	なし	no answer	なし	あり
ギリシア	BSc	16	4	146	<3500	26	<900	あり	15-20 weeks	あり	なし
ハンガリー	BSc	16	4	130	3500-4500	19	700-900	あり	15-20 weeks	あり	なし
アイerland	BSc	17.5	4.5	154	5500-6500	22	1200-1400	あり	10-15 weeks	あり	なし
アイスランド	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	なし	なし
イタリア	BSc	16	3	125	no answer	40	-	あり	-	あり	あり
ルクセンブルグ	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	なし	なし
オランダ	BSc	18	4	160	5500-6500	19	1000-1200	あり	15-20 weeks	なし	なし
ノルウェー (BSc)	BSc	18	5	200	5500-6500	1.5	80-100	あり	40 weeks	あり	なし
ノルウェー (non-BSc)	non-BSc	15	2	80	<3500	0	0	なし	4-6 weeks	なし	なし
スペイン (BSc)	BSc	16	3	90	3500-4500	13	500-600	あり	15-20 weeks	あり	なし
スペイン (non-BSc)	non-BSc	15	2	70	<3500	14	500	あり	1-3 weeks	あり	なし
スウェーデン	BSc	15-16	3-4	120-160	5500-6500	8	400-500	あり	10-15 weeks	あり	あり
スイス	non-BSc	15-16	3	138	5500-6500	50	2800-3300	あり	no answer	なし	あり
トルコ	BSc	15	4	118	<3500	29	<1000	あり	<10 weeks	あり	あり
イギリス	BSc	17	4	172	>6500	16	>1000	あり	10-15 weeks	あり	あり

Education and Work of Dietitians within EFAD (2003) より引用、変更 翻訳：榎

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業）  
保健・医療サービス等における栄養ケアの基盤的研究  
分担研究報告書

フランスにおける栄養専門職の育成及び生涯教育に関する研究

分担研究者 森奥 登志江 梶山女学園大学 准教授

研究要旨

【目的】フランスの学校教育制度を把握し、高等教育の資格制度（教育水準）における栄養専門職養成の養成体制および生涯教育についてとフランス栄養士協会の設立および栄養士の役割などからフランスにおける栄養士像を認識するとともに、わが国の養成・教育制度との違いを明らかにする。

【方法】フランスの学校教育制度並びに栄養専門職養成体制および生涯教育については既存資料および文献調査などから情報収集し検討を行った。

【結果】1) フランスでは高等教育機関に進学するためには、中等教育修了認定と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格バカロレア（Baccalauréat）を取得する必要がある。高等教育の栄養専門職の養成・教育機関は、中級技術者養成課程（Section techniciens supérieurs : STS）食事療法学（BTS de diététique）と技術短期大学部（Institut universitaire de technologie : IUT）生物工学－食事療法学選択課程（DUT Génie biologique－option diététique）の2機関がある。①中級技術者養成課程食事療法学における教育：授業は、講義、演習、実習の形で行われる。1学年は28週（33時間／1週間）、2学年は22週（33時間／1週間）が規定であり、学外実習（日本での臨地実習に相当）は20週間（10週は臨床医学治療学分野）である。免状は、食事療法学中級技術者免状【BTS】（brevet de technicien supérieur (BTS) en diététique）である。②技術短期大学部生物工学－食事療法学選択課程における教育：大学教育は Semester制を導入し、授業は、講義、演習、実習の形で行われる。2年間で授業時間は1,800時間、個人授業は300時間、学外研修（日本での臨地実習に相当）は15週間でこの内の8週間は治療学分野の研修である。免状は、生物工学－食事療法学選択課程における技術短期大学修了証【DUT】（DUT de génie biologique－option diététique）である。養成・教育期間は①、②いずれも

2年間である。BTS、DUTの資格を取得することにより栄養専門職「栄養士 (diététicien)」として栄養士業務が遂行できる。資格付与機関は国民教育省であるが国家資格ではない。技術短期大学部に第3学年の職業学士 (licence professionnelle) 課程を設置し、より高い水準の教育を行っているが、資格としては、食事療法学中級技術者免状 (BTS)、および生物工学－食事療法学選択課程における技術短期大学修了証 (DUT) の「栄養士」資格のように承認、保護されてはいない。2) フランスでは、2010年までにソルボンヌ宣言 (1998年)・ボローニャ宣言 (1999年)：ボローニャプロセスに従い、欧州諸国の高等教育における共通の枠組み LMD システム (学士課程 (Licence) :3年、修士課程 (Master) :2年、博士課程 (Doctorat) :3年：3-5-8年制) の構築 (一部の教育機関を除く) を推進している。3) 栄養士協会は、栄養士養成・教育は「唯一の資格で唯一の職業のための唯一の教育」と位置づけ、栄養専門職養成・教育機関に LMD システムの設置により、学士課程は国家資格を持った栄養士で、開業の権利が付与される栄養士に必要な最低レベルであるとし、修士課程では治療、ケア、教育、研究レベルを、博士課程では教育、研究レベルの人材育成に期待している。さらに、このシステム導入により、栄養士の資質向上を図り、多方面 (公立・私立医療看護健康センターなどの保健衛生分野、公立・私立病院、老人ホームなどの保険健康機関、人への栄養教育、教育機関、企業などの共同組織、食品産業分野) にわたり活動分野の拡充に対しても期待している。4) フランスの現役栄養士は、現在 4,500 名以上であるが、栄養士協会加入者は 2,200 名である。就職先は、病院などの健康関連施設が 60% を占めており、自営業 (開業栄養士) が 26%、レストラン、研究、情報、産業方面が 14% である。年齢は、20～40 歳代が 60% 以上を占めている。

【考察】フランスは学歴・資格社会といわれており、資格の無い者が就職することは大変困難である。このような社会で栄養専門職養成・教育は技術者としての育成を目的とした職業教育であるといえる。2010年までに欧州諸国の高等教育に構築される共通の LMD システムの設置により、より高い水準の知識・技術を修得し、国家資格をもった栄養専門職養成・教育に期待している。更に、栄養専門職としてのネットワークを構築し、予防医療や保健衛生分野での幅広い活動を提案している。

【結論】フランスにおける栄養専門職養成・教育は2年間と短期間である。

しかし、国際栄養士連盟は、栄養士教育は「学士（3年）」レベルの教育が行われている国の協会は国際栄養士連盟の会員として認める声明をだしている。このような状況下において、フランスではEUによる欧州統合が進展するなかで高等教育のLMDシステム設置により、栄養専門職養成・教育における今後の改革の動向に注目していく必要があると考える。

## A. 研究目的

フランスの学校教育制度を把握し、高等教育の資格制度（教育水準）における栄養専門職養成の位置づけ、養成課程の授業、学外実習・研修内容および免状取得に関して、さらに卒業後の進路についてとフランス栄養士協会の設立および栄養士の役割について、さらに、現在の栄養士養成の検証ならびに今後の養成・教育に対する期待および栄養士の活動分野に関する資料収集および文献調査などを行い、フランスにおける栄養士像を認識するとともに、わが国の養成・教育制度との違いを明らかにする。

## B. 研究方法

フランスの栄養専門職の養成・教育における養成機関（養成校）、養成期間、授業時間、授業内容、評価方法、学外実習・研修、免状取得試験など、および栄養士協会に関してはフランス栄養士協会のホームページを活用し必要な部分は翻訳し、さらにフランスの学校教育制度およびボローニアプロセスに関しては既存資料や文献調査などで情報収集を行った。

## C. 研究結果

### 1. フランスの教育制度

フランスの学校教育制度は図 1<sup>1)</sup>に示す通りである。

#### 1) 義務教育（初等教育～中等教育）

エコル・プリメール（*école primaire*：小学校）は6歳から11歳までの5年間で、この間初等教育を受け、その後中等教育に進む。中等教育は、前期コレージュ（*college*：中学校）が11歳から15歳の4年間と後期リセ（*lycée*：高等学校）が15歳から18歳までの3年間の5・4・3制である。後期はリセ（高等学校：3年生）または職業教育リセ（2～4年制）がある。小学校1年から高等学校1年までの10年間は義務教育である。高等学校3年終了時には、中等教育修了認定と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格バカロレア（*Baccalauréat*）取得試験が実施される。バカロレア試験は、理科系（*Scientifique*：S）、文学系（*Littéraire*：L）、経済・社会系（*Economique et sociale*：ES）と分野別に分かれている。フランスは、このバカロレアの合格率を80%水準にする方針が出されている<sup>1)2)3)</sup>。

## 2) 高等教育

高等教育は、国立大学（学部レベル 3～4 年制）、国立大学に併設している技術短期大学部（2 年制）、私立大学（学位授与権がない。年限も多様）、グランゼコール（高等専門大学校）、リセ付設のグランゼコール準備級および中級技術者養成課程（いずれも標準 2 年制）などで行われる。これらの高等教育機関に入学するためにはバカロレア資格を取得していることである<sup>1)4)5)6)</sup>。

最近では、大学における技術・職業教育すなわち人材の育成を目指して、1991 年度から全国の主要大学に大学付設職業教育センター（Institut Universitaire Professionnalis e : IUP）が設置され、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの 5 専攻が設立された。いずれも全教育期間の 1/3 を企業実習にあてている。修了者は「高度技術者マスター」の免状が授与される。また、中級技術者養成を目的とした 2 年制の大学併設課程である技術短期大学部（Institut universitaire de technologie : IUT）に第 3 学年の課程が新設された<sup>7)</sup>。

フランスは EU による欧州統合が進展するなか、高等教育におけるフランス独自の学年制は段階的に廃止され、高等教育機関では 2010 年までにソルボンヌ宣言（1998 年）、ボローニア宣言（1999 年）：ボローニアプロセスに従い欧州諸国の高等教育における共通の枠組み LMD シス

テム（学士課程（Licence）：3 年、修士課程（Master）：2 年、博士課程（Doctorat）：3 年：3-5-8 年制）の構築（一部の教育機関を除く）を推進している<sup>5)8)9)10)</sup>。

## 2. フランスの資格制度

フランスは個人が受けた教育あるいは取得した資格に応じてある程度就業可能な職務の範囲が決まるなど、学歴、資格社会といえる。その資格水準の体系を作成しているのは国民教育省である。国民教育省以外の省庁による職業資格についても国の規定する職業資格はすべて国民教育省による資格水準体系に位置づけられている。フランスにおける教育（資格）水準は表 1<sup>11)</sup> の通りである。

## 3. 栄養専門職の養成・教育

### 1) 養成・教育機関

フランスでは栄養専門職を養成・教育する高等教育機関は 2 機関ある。2 機関は 1949 年に設立されたリセ付設の中級技術者養成課程（Section techniciens sup rieurs : STS）食事療法学（BTS de di t tique）と 1966 年に設立された国立大学に併設されている技術短期大学部（Institut universitaire de technologie : IUT）生物工学－食事療法学選択課程（DUT G nie biologique – option di t tique）である。卒業時の免状は、中級技術者養成課程食事療法学においては食事療法学中級技術者免状【BTS】（brevet de technicien sup rieur (BTS) en

diététique) であり、技術短期大学部では、生物工学－食事療法学選択課程における技術短期大学修了証【DUT】(DUT de génie biologique, option diététique) である。称号としては「栄養士 (diététicien)」である。この2機関とも養成・教育期間は2年間である。また、入学条件は、バカロレア試験に合格していることである。2年制におけるこれらの資格はフランスの教育(資格)水準(表1)では水準Ⅲに属している<sup>12)</sup>。

技術短期大学部は1994年に1年間の第3学年職業学士(Licence Professionnelle)が創設され修学年限を延長して3年とすることができる。中級技術者養成課程修了者も進学可能である。BTS、DUTの資格では、diététique[食事療法学]分野の指導ができ、DUT+1年のlicence professionnelle(職業学士)の資格ではnutrition et diététique[栄養学と食事療法学]分野の指導が出来る。しかし、2004年2月現在においてもlicence professionnelle(職業学士)の認知度は低く、栄養士資格としては、BTSとDUTの免状においてのみ承認、保護されている<sup>12)13)18)</sup>。

栄養士(diététicien)の称号は政令88-403に規定されている。資格付与機関は国民教育省であるが国家資格ではない<sup>12)</sup>。

## 2) 栄養専門職養成校

中級技術者養成課程(Section technicians supérieurs : STS) 食事療法学の課程を設

置しているのは、国立9校と私立8校である。次に、国立大学に併設されている技術短期大学部(Institut universitaire de technologie : IUT) 生物工学－食事療法学選択課程を設置している養成校数は9校である(表2)<sup>14)15)</sup>。

## 3) 教育内容(養成施設のカリキュラム)

### (1) 中級技術者養成課程(Section technicians supérieurs : STS) 食事療法学(BTS de diététique)

中級技術者の育成を目的としており、授業は、講義、演習、実習の形式で行われる。1学年は28週(33時間/1週間)、2学年は22週(33時間/1週間)と2年間で50週の規定がある。授業科目は、フランス語、生化学・生理学、栄養学・栄養摂取・補給、生理病理学、食事療法、調理実習・調理技術、経済管理、外国語(選択)であり形式および時間配分は表3<sup>16)</sup>の通りである。しかし、実際は30週と24週の54週の授業を開講している。学外実習(日本での臨地実習に相当)は1学年では6週間の食堂(レストラン)実習、2学年に臨床医学治療法実習が10週間と4週間の課題研修があり、合計20週間の実習を行っている(表4)<sup>16)</sup>。

試験は筆記、口頭、実技などの科目があり、フランスでは得点係数が用いられている。係数が大きいほど重要な科目とされている。科目は以下の通りであるが、時間配当および係数は表5<sup>16)</sup>に示す。



- ① Biochimie -physiologie (生化学—生理学)
- ② Connaissance des aliments (食物・食品の知識)、
- ③ Bases physiopathologiques de la diététique (栄養の生理病理学の基礎)
- ④ Economie et gestion (経済管理)
- ⑤ Présentation et soutenance du mémoire (論文公開発表)
- ⑥ Epreuve professionnelle de synthèse (専門総合試験)  
(étude de cas et mise en œuvre culinaire) (調理技術の症例研究)
- ⑦ Langue vivante (facultatif) (現代語：選択)

免状取得試験科目は下記の6科目であり2年生で実施される。フランスの試験における評価は20点満点で採点され、6科目すべて10点(50%)以上が合格である。

- ① Biochimie -physiologie (生化学—生理学)
- ② Connaissance des aliments (食物・食品の知識)、
- ③ Bases physiopathologiques de la diététique (栄養の生理病理学の基礎)
- ④ Economie et gestion (経済管理)
- ⑤ Présentation et soutenance du mémoire (論文公開発表)
- ⑥ Epreuve professionnelle de synthèse (専門総合試験)  
(étude de cas et mise en œuvre culinaire) (調理技術の症例研究)

免状は、食事療法学中級免状【BTS】(brevet de technicien supérieur (BTS) en diététique) である<sup>16)</sup>。

(2) 術短期大学部 (Institut universitaire de technologie : IUT) 生物工学—食事療法学選択課程 (DUT Génie biologique — option diététique)

生物工学 DUT は、上級技術者の育成を目的としており、専門職として生産、分析と管理、研究と開発、マネジメント、食生活分野などで活動することができる。

技術短期大学部は Semester 制であり、4 学期 (1 学期 = 半期 : 6 ヶ月) から成っている。授業は、講義、演習、実習の形で行われる。1,800 時間の授業と 300 時間の指導者がつき学生が企画して行う個人授業と 15 週間の研修がある (表 6)<sup>17)</sup>。単位は 120 単位の欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System : ECTS) に基づき教育を行っている。各学期 (Semestre) では教育単位と選択科目の単位に分けられていて全教育活動への出席は必須になっている。また、学生は選択科目を以下の 5 科目から選んで履修する。

- ① Option Agronomie : 農学
- ② Option Analyses Biologiques et Biochimiques (ABB) : 生物学的・生化学的分析
- ③ Option Diététique : 食事療法学 (栄養学)
- ④ Option Génie de l'environnement

(GE)：環境工学

⑤ Option Industries Alimentaires et Biologiques (IAB)：食品・生物工学  
各セメスターの授業内容は次の通りである（出典：ADLF-HP; Le DUT Génie biologique – option diététique,<sup>17)</sup>）。

1 学期と 2 学期

①科学的・工学的基礎

- ・数学、物理学の基礎を習得する。
- ・科学的結果を分析し、発表する。

②化学と生化学

- ・生体の組織、分子の働きの基礎を習得する。
- ・化学、生化学に必要な技術と方法論を習得する。

③生命科学

- ・生体の生理学的な細胞組織と働きの基礎を習得する。
- ・生体への特殊な基礎、分析、実験の技術を習得する。

④一般教育と職業計画

- ・一般的、科学的テーマに対して自分の考えを述べる。
- ・科学的な報告を理解、把握できる。
- ・フランス語や外国語の文献が活用できる。
- ・自分の職業計画を明確にする。

3 学期と 4 学期

①食科学

- ・栄養摂取、調節に関わる代謝について習得する。
- ・個人の栄養摂取調査や評価の技術を習得する。
- ・健康な個人の基礎的な栄養の必要性を

習得する。

- ・健康な個人の栄養状態を評価する技術を習得する。
- ・食品の栄養成分、品質基準を学び応用ができる。
- ・食品の分析技術を習得する。
- ・健康に対して食品の効果の予測ができることを習得する。

- ・健康人、患者に対して基本的な献立作成ができ、適応させることができる。

②専門教育

- ・子供、ティーンエイジャー、成人における疾患の主な原因と結果を理解する。
- ・目的と優先順位を考慮し献立の適応ができる。

- ・食事療法患者への実施・説明ができる。

- ・ケーススタディーを実行できる。

③品質・管理・コミュニケーション

- ・給食施設の設備、システムを理解把握する。
- ・給食事業に関する法的枠組みを理解する。

- ・給食事業の食品管理、人事管理を理解し、調査ができる。

- ・給食事業の予算立てに参画する。

- ・給食施設における衛生管理の知識を習得する。

- ・食品に関する公衆衛生のリスクを予想するために、栄養教育プログラムが確立できる。

- ・実験結果、教育成果の統計処理目的で情報ツールを使うことができる。

- ・患者の問題行動に対して解決し適応で

きる。

- ・文書や口頭でコミュニケーションができ、フランス語または外国語の一般的な資料、技術的・科学的資料の活用ができる。
- ・研究計画の構築ができる。

#### ④職業生活における個人的総合演習

- ・集団給食事業の管理を理解する。
- ・聴講者に対して適切な資料作り、コミュニケーションを図ることができる。
- ・研修において、理論的知識を摘要しチームとして働き、自立し、責任感を持ち、職業上の倫理規則や栄養士としての仕事の実践に適応することができる。

学外研修（日本の臨地実習に相当）は、研修期間が15週間であり、その内、最低8週間は治療学分野での研修である。技術短期大学部修了免状の取得単位数は、一学期に30単位（欧州単位）の割合で、4学期（2年）で計120単位（欧州単位）である<sup>17)</sup>。

## 4. フランス栄養士協会（Association des Diététiciens de Langue Française : ADLF）

### 1) 栄養士協会の設立

フランスの栄養士協会は1954年3月19日に、①開業に必要な知識を向上させること。②職業の擁護とその活動分野を育成すること。③技術の質と道徳のレベルを守るため、職業教育、規則（団体規約）および職業倫理に関する研究と提案を行うこと。④協会内部で互助の精神

を育成維持すること。を目的に設立された。実際の活動は、栄養に関する出版、食事療法学に関する知識を発展させるための研究会、視察、国際会議への参加、協会会員の国際奨学金への推薦、外国栄養士の受入れなどを行っている。

協会は、発起人会員、正会員、準会員、名誉会員、団体または個人としての賛助会員および通信会員からなっている。発起人会員は、国立保健研究所の理事長またはその代表者、Wolter-Marret夫人、Delbes-Lyon夫人、Wissecq夫人、Quenneau嬢、Vinit嬢、Serville嬢、Griffaton嬢の栄養士である。正会員の資格を取るためには、食事療法学中級免状または応用生物学-食事療法学選択の短期大学修了免状を保持するか、または許可ないし同等のものによるこれらの免状を取得しておく必要がある<sup>17)</sup>。

### 2) 栄養士協会の活動

①栄養士協会の活動は、職業教育と情報に関するものである。栄養士協会が実施している研修会は設立当初は栄養に関心を持つ医師と協力し、パリのピティエ・サルトルペリエール病院で開催された。1965年以降は、様々な町で3日間イベント活動、ボランティア活動などを企画・運営し、栄養の専門家として成果を上げている。また、開業栄養士の1日研修会、医療関係栄養士管理者の1日研修会、団体給食事業関係者の栄養士の1日研修会などを開催している。

②栄養士協会はフランス国家健康監督機関（Haute Autorité de Santé : HAS）のような公共健康機関と労使協調し、食事療法学の実践に関する勧告を行っている。

③栄養士協会は、健康のプロ、あらゆる年齢の全国民のための療法および予防計画に関する治療を行う実践的栄養の専門家であると断言している。

④栄養士協会は、国内外の主要な組織に出席している。それらの組織は、国際栄養士連盟（Confédération Internationale des Associations de Diététiciens : ICDA）、ヨーロッパ栄養士連盟（Européen Fédération Associations des Diététiciens : EFAD）、再教育・医療技術協会職業連盟（Union Interprofessionnelle des Associations de Rééducateurs et Médico-techniques : UIPARM）、医療関係高等会議（Conseil Supérieur des Professions Paramédicales : CSPPM）、自由業教育国際職業基金（Fonds Interprofessionnel de Formation des Professionnelles Libéraux : FIF-PL）、全国栄養会議（Conseil National de l'Alimentation : CNA）、フランス栄養協会（Institut Française pour la Nutrition : IFN）、フランス栄養連盟（Union Française Nutrition et Alimentation : UFNA）、栄養・健康全国プラン（Plan National Nutrition et Santé : PNNS）、健康機関栄養全国委員会（Comité Nationale Alimentation et Nutrition des Etablissements de Santé : CNANES）である<sup>18)20)</sup>。

⑤栄養士協会は2004年9月に創立50

周年を迎えた<sup>21)</sup>。

## 5. 生涯教育

政府が行っている職業継続教育支援は労働者の自己啓発制度と資格制度がある。労働者の自己啓発制度とは1971年に「生涯教育の枠内での継続的職業教育に関する法律」が制定され、2004年に「教育を目的とした個人法」が制定されることにより正規雇用の労働者は、年間20時間の教育のための時間（6年間持ち越し可能で120時間）を雇用主に請求できるという制度である。資格制度は、学校教育制度の中で課程終了時に取得する場合以外で、職業継続訓練により単位を累積することで資格取得が可能である。また、中等教育、高等教育レベルなど必要とされる職業資格水準や教育制度に応じて国家教育省管轄の相当する教育機関がそれぞれの特性を生かした職業継続教育の場を提供している<sup>22)</sup>。また、フランスの栄養専門職の職業教育としては28の職業教育センターがあり、入学するためには、学科筆記試験、面接試験がある。受験者は、科学のバカロレア資格（BAC : S）、技術（STL）、または同等の免状（例えば、大学入学特別試験（ESEUB）など）の資格を持っていることが必須である<sup>18)</sup>。

## 6. 栄養士の将来展望

国際栄養士連盟（ICDA）では、2004年5月に栄養士教育は「学士（3年）」